

＼ 知っていれば安心、役立つ情報や各種ご案内を掲載しております。／

# 協会けんぽ鹿児島支部からの お知らせ

令和7年  
11月号

職場内で  
回覧を  
お願いします



## ここを必ずご記入ください! 傷病手当金申請の注意点

傷病手当金支給申請書の不備が多い箇所をご紹介します。

お手続きを円滑に進めるため、以下の点にご注意いただき、正確なご記入をお願いします。

### ・2ページ目

被保険者(ご本人)様の記入で  
不備が多いポイント

#### 仕事内容の記入

被保険者様の仕事内容を必ずご記入ください。

#### 申請内容の傷病名欄への✓の記入

申請書4ページ目の医師が記入した傷病名を確認し、  
✓をご記入ください。

#### 傷病の原因の記入

「1~3」の該当する数字をご記入ください。

#### 申請期間中の報酬の有無の記入

申請書3ページ目の事業主の証明を確認し、矛盾がないようにご記入ください。申請期間中に報酬を受けている場合は①-1、①-2に「1」とご記入ください。報酬を受けていない場合は①-1に「2」をご記入ください。

#### 健康保険 傷病手当金 支給申請書

1 2 3 4 ページ  
被保険者記入用

被保険者名

① 申請期間 (被保険のために休んだ期間)

今和 年 月 日 から

今和 年 月 日 まで

② 被保険者の仕事の内容  
(就業中の休憩や自由な時間の仕事の内容)

③ 傷病名

□ 傷病原因を記入してください。お隣の欄に記入してある場合は、お隣の□を入してください。  
外勤時による傷病を行なう場合は、別途その欄に記入する被保険者の証明を受けてください。

④ 勤務年月日

□ 1.常勤 2.准常勤 3.準常勤 4.外勤 5.その他

□ 1.普通の仕事中の傷病 2.運動による傷病 3.勤務中の他の病

⑤-1 傷病の原因

□ 1.はい 2.いいえ 3.どちらともいえない 4.勤務中の他の病

⑤-2 労災災害、過勤災害の認定を受けていますか?

□ 1.はい 2.いいえ 3.どちらともいえない

⑥ 傷病の原因は第三者の行為(交通事故やケガ etc.)によるものですか?

□ 1.はい 2.いいえ 3.どちらともいえない

⑦-1 申請期間(被保険のために休んだ期間)に報酬を受けましたか?

□ 1.はい ⑦-2へ 2.いいえ

⑦-2 上記のとおり報酬がないことを証明します。

事業主所在地

事業所名称

事業主氏名

電話番号

### ・3ページ目

事業主様の記入で  
不備が多いポイント

#### 事業主証明欄の記入

申請書3ページ目の「事業所所在地」、「事業所名称」、「事業主氏名」、「電話番号」を必ずご記入ください。また、事業主証明年月日は申請期間以降の日付をご記入ください。

例)申請期間:R7.11.1~R7.11.30の場合

事業主証明年月日はR7.11.30以降の日付をご記入ください。

#### 健康保険 傷病手当金 支給申請書

1 2 3 4 ページ  
事業主記入用

被保険者氏名 (カタカナ)

対となる者はマスアセット記入ください(姓(姓氏)、半角英字)は半角英字で記入ください。

勤務年月日

□ 今和 年 月 日

□ 明和 年 月 日

□ 令和 年 月 日

□ 2024 年 月 日

上記のとおり報酬がないことを証明します。

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

電話番号

## 申請書の書き方動画

申請書の書き方動画を「YouTube」にて配信して  
おります。

二次元コードよりアクセスいただき、ぜひご覧ください。



## 電子申請が始まります!

令和8年1月からオンラインで各種給付金の申請ができる電子申請がスタートします。

電子申請は郵送に係る手間が必要ないことや、申請後の処理状況がオンラインで確認できること等、メリットがたくさん!ぜひご利用ください。



電子申請について詳しくはこちら▲

# 令和7年度分の「医療費のお知らせ」を事業所へお送りします

令和7年度分は、**主に令和6年9月～令和7年8月の診療分**を事業所宛に**令和8年1月中旬から下旬にかけて**お送りします。

医療費のお知らせを確定申告の医療費控除に活用する場合、**令和7年9月から令和7年12月分**については、医療機関等の領収証により、ご自身で医療費控除の明細書を作成し、確定申告書に添付していただく必要がございます。  
領収証等の保管にはご注意ください。



## マイナ保険証で確定申告をより簡単に！

マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようにすると、医療費通知の情報がご自分でも閲覧できるようになります。

また、確定申告を国税庁のホームページから行う際に、医療費控除に必要な「医療費控除の明細書」が自動で入力できるようになりますので、ぜひご利用ください。

※確定申告については、国税庁のホームページ、最寄りの税務署でご確認ください。

【お問い合わせ先】 レセプトグループ ☎099-219-1734 (自動音声案内③番)

## 12月2日以降は 従来の健康保険証が使用できなくなります

医療機関等への受診方法	令和7年	
	11月	12月
健康保険証	R 7.12.1まで使用可能。	R 7.12.2から使用不可
マイナ保険証	マイナンバーカードに健康保険証の利用登録をしたもの。	
マイナ保険証 + 資格情報のお知らせ	オンライン資格確認システム(※)を導入していない医療機関や健診機関などでは、 マイナ保険証と資格情報のお知らせを併せてご提示ください。 ※健康保険の資格情報等が確認できるシステム	
資格確認書	マイナ保険証をお持ちでない方に発行します。 発行時期によっては有効期限4～5年になります。	

